

○湯浅町結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金交付要綱

令和6年9月5日告示第128号

湯浅町結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金交付要綱

湯浅町結婚新生活支援事業補助金交付要綱（令和5年湯浅町告示第71号）の全部を改正する。
（趣旨）

第1条 この告示は、婚姻等に伴う新生活の経済的不安の軽減を図り、婚姻等の増加及び少子化対策の推進を図ることを目的として、新規に婚姻又はパートナーシップ宣言を機に新居において新生活を開始した世帯等に対して、住居の確保、引越し等に要する費用の一部を補助する湯浅町結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、補助金等交付規則（平成10年湯浅町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 事業年度 補助金の交付を受けようとする年度をいう。
- （2） 婚姻等 婚姻又はパートナーシップ関係にある者（和歌山県パートナーシップ宣誓制度実施要綱（以下「パートナーシップ要綱」という。）第2条第2号に規定するパートナーシップ関係にある者でパートナーシップ要綱第8条に規定する宣誓者となった者をいう。以下同じ。）をいう。
- （3） 新婚世帯 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を受理された夫婦又はパートナーシップ要綱第8条第1項に規定するパートナーシップ宣誓書の写しの交付を受けた者をいう。
- （4） 住居 新婚世帯が婚姻等を機に居住し、又は居住しようとする住宅をいう。
- （5） 住居費 次に掲げるものをいう。
 - ア 住居の購入又は建築に要する費用であって、次のいずれにも該当すること。
 - （ア） 売買契約又は工事請負契約が婚姻等の日の1年前の日以後に締結されたものであること。
 - （イ） 売買契約又は工事請負契約の名義人が新婚世帯の双方又は一方であること。
 - イ 住居の賃借に要する費用（賃料及び共益費（新婚世帯が当該住居において同居している期間のものに限る。）のほか、敷金、礼金、保証金、仲介手数料その他これらに類する費用を含む。）であって、その賃貸借契約の名義人が新婚世帯の双方又は一方であるもの。ただし、勤務先から住宅手当等が支給されている場合にあっては、当該手当に相当する費用を除く。
 - ウ 住居のリフォームに要する費用（倉庫、車庫等の工事に係る費用及び門扉、フェンス、植栽等の外構の工事に係る費用並びにエアコンディショナー、洗濯機その他の家庭用電気機械器具、家具の購入及び設置等に係る費用は除く。）であって、次のいずれにも該当するもの。
 - （ア） 工事請負契約が婚姻等の日の1年前の日以後に締結されたものであること。
 - （イ） 工事請負契約の締結時点において新婚世帯の双方又は一方の住民票上の住所がある住居について行うリフォームであること。
 - （ウ） 工事請負契約の名義人が新婚世帯の双方又は一方であること。
- （6） 引越費用 引越業者や運送業者を利用して住居への引越しに直接要した費用をいう。
- （7） 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から、学生の修学又は生活のために貸与された

資金をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯（以下「対象世帯」という。）は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 婚姻等の日における新婚世帯の双方の年齢が、それぞれ39歳以下であること。
- (2) 住居が湯浅町内にあり、申請の日において、新婚世帯の双方又は一方の住民票上の住所が当該住居にあること。
- (3) 他の公的制度による住居費及び引越費用に係る補助金、交付金その他の金銭の交付を受けていないこと。ただし、湯浅町定住促進奨励金、空き家改修事業補助金、住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度、浄化槽設置整備事業補助金、住宅耐震改修事業補助金を除く。
- (4) 補助金の交付を受けていないこと。ただし、第10条第1項に規定する継続補助申請を行う場合は、この限りでない。
- (5) 新婚世帯において、湯浅町又は前住所地の市町村税（特別区民税を含む。）に滞納がないこと。
- (6) 新婚世帯において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

(補助金の交付)

第4条 町長は、対象世帯に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(対象費用及び補助金の額)

第5条 補助金の対象となる費用は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払った住居費及び引越費用の合計額とし、その額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

2 対象世帯ごとの補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 婚姻等の日における対象世帯の双方の年齢がいずれも39歳以下の場合は（次号に規定する対象世帯を除く。）30万円
- (2) 婚姻等の日における対象世帯の双方の年齢がいずれも29歳以下の場合は60万円

(交付の申請及び決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象世帯（以下「申請者」という。）は令和8年3月31日までに、湯浅町結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書、婚姻後の戸籍謄本、パートナーシップ宣誓書の写し又はパートナーシップ宣誓書受領証（コピー可）
- (2) 対象世帯それぞれの前年分の所得証明書（コピー可）
- (3) 住民票の写し（コピー可）
- (4) 対象世帯それぞれの完納証明書又は納税証明書（コピー可）
- (5) 貸与型奨学金の返済を確認できる書類（コピー可）（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）
- (6) 住居の売買契約書又は工事請負契約書（コピー可）（住居を購入し、又は建築する場合に限る。）

- (7) 住居の賃貸借契約書（コピー可）（住居を賃借する場合に限る。）
- (8) 住宅手当支給証明書（コピー可）（様式第2号。住居を購入し、又は建築する場合及び住居を賃貸する場合に限る。）
- (9) 住居のリフォームに係る工事請負契約書（コピー可）（住居をリフォームする場合に限る。）
- (10) 引越費用に係る契約書又は見積書（コピー可）（引越費用について補助金の交付を受けようとする場合に限る。）
- (11) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、及び補助金を交付するかどうかを決定し、規則第6条に規定する交付決定書により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに湯浅町結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に、第6条第1項に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、湯浅町結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び額の確定通知）

第8条 交付決定者が補助金の支払を受けようとするときは、湯浅町結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金実績報告書兼請求書（様式第5号。以下「請求書」という。）に、当該請求に係る対象経費の支払を証する書類の写しを添えて町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、当該請求の内容を確認し、湯浅町結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金額確定通知書（様式第6号）により申請者に額の確定通知を行う。

（補助金の支払）

第9条 町長は、前条に規定する請求書の提出があったときは、前条第2項に規定する確定通知の日から30日以内に請求書に記載された指定の金融機関の口座に振り込むことにより補助金を支払うものとする。

（継続補助申請等）

第10条 事業年度内において請求した補助金の額が第5条第2項各号に定める限度額に達しなかった対象世帯においては、当該年度の翌年度においても、再度、補助金の交付の申請（以下「継続補助申請」という。）を行うことができる。この場合において、当該対象世帯に交付する補助金の額は、2つの年度に交付する補助金の額を合計した額とし、第5条第2項各号に定める額を限度とする。

2 継続補助申請は、第6条第1項の規定を準用する。ただし、第6条第1項各号に掲げる書類のうち、同項第1号、第2号及び第5号から第10号に掲げるものの提出は省略することができる。

3 継続補助の交付の決定は第6条第2項の規定を、継続補助の額の確定は第8条第2項の規定を準用する。

（交付決定の取消し）

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付決定等に係る条件に違反したとき。

(2) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消された者に対して、支払った補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

令和7年4月1日から適用する。

様式第1号（第6条関係）

様式第1号（第6条関係）

湯浅町結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金交付申請書
（住居購入用）

年 月 日

湯浅町長 様

申請者 住所

氏名

印

（※自署の場合は、押印は必要ありません）

電話番号

湯浅町結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

婚姻等の日	年 月 日		
住民票の住所 及び異動日	（申請者）	（ 年 月 日）	
	（パートナー）	（ 年 月 日）	
所得額 ※ 1	（申請者）	円 + （パートナー）	円
	= 合計		円
	貸与型奨学金返済額	年間	円
		合計	円
事業 内訳	住居費 （購入）	契約締結年月日	年 月 日
		購入費（A）	円
	引越し	引越し年月日	年 月 日
		費用（B）	円
	合計（C）（A+B）		円
補助金の上限額（D）該当する金額にシ点		☐ 30万円（要綱第5条第2項第1号） ☐ 60万円（要綱第5条第2項第2号）	
既交付決定額（E）※ 2		円	
補助申請額 （C）又は（（D）-（E））のいずれか低い金額 ※ 3		円	

確認及び同意 該当する項目には レ点、該当しない 項目には×を記入	☐ 私たちは、湯浅町がこの補助金申請の事務処理に必要な範囲において、私の戸籍（婚姻等の届出を含む。）、住民票、所得及び町税等の納付状況について湯浅町の関係各課及び関係する市町村役場に照会することに同意します。 ☐ 私たちは、他の公的制度による補助を受けていません。 ☐ 私たちは、過去にこの制度に基づく補助を受けていません。 ☐ 私たちは、暴力団員等と密接な関係を有していません。 ☐ 私たちには、町税等の未納はありません。 ☐ 私たちは、前年度の補助金交付申請に添付した(1)、(2)及び(5)から(7)の書類の内容に変更はありません。 申請者氏名 _____ 印 パートナー氏名 _____ 印 （※自署の場合は、押印は必要ありません）
添付書類 ※ 4	☐ (1) 婚姻届受理証明書、婚姻後の戸籍謄本、パートナーシップ宣誓書の写し又はパートナーシップ宣誓書受領証（コピー可） ☐ (2) 対象世帯それぞれの前年分の所得証明書（コピー可） ☐ (3) 住民票の写し（コピー可） ☐ (4) 対象世帯それぞれの完納証明書又は納税証明書（コピー可） ☐ (5) 貸与型奨学金の返済を確認できる書類（コピー可）（貸与型奨学金を返済している場合に限る。） ☐ (6) 住居の売買契約書又は工事請負契約書（コピー可） ☐ (7) 引越費用に係る契約書又は見積書（コピー可）（引越費用について補助金の交付を受けようとする場合に限る。）

（備考）

- ※ 1 所得額は、貸与型奨学金の金額控除後の額としてください。
- ※ 2 前年度の当該補助金の交付決定額を記入してください。
- ※ 3 補助申請額は、1,000円未満切捨てとしてください。
- ※ 4 継続補助申請の場合は、添付書類を省略することができます。

様式第1号（第6条関係）

湯浅町結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金交付申請書
（住居賃貸用）

年 月 日

湯浅町長 様

申請者 住所
氏名 印
（※自署の場合は、押印は必要ありません）
電話番号

湯浅町結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

婚姻等の日		年 月 日	
住民票の住所 及び異動日		(申請者) (年 月 日)	
		(パートナー) (年 月 日)	
所得額 ※ 1		(申請者) 円 + (パートナー) 円 = 合計 円	
		貸与型奨学金返済額 年間 円	
		合計 円	
事業 内訳	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日
		家賃	①家賃 月額 円
			②住宅手当 月額 円
			③家賃計 月額 (年 月 ~ 年 月)
			(①-②) × ③ = 円
		敷金	円
		礼金	円
		共益費	円/か月 × か月 = 円
	仲介手数料	円	
	その他	円	
	小計(A)		円
	引越し	引越し年月日	年 月 日
		費用(B)	円
合計(C) (A+B)		円	
補助金の上限額(D) 該当する金額にシ点		☐ 30万円 (要綱第5条第2項第1号)、 ☐ 60万円 (要綱第5条第2項第2号)	
既交付決定額(E) ※ 2		円	
補助申請額 (C)又は((D)-(E))のいずれか低い金額 ※ 3		円	

確認及び同意 該当する項目には レ点、該当しない 項目には×を記入	☐ 私たちは、湯浅町がこの補助金申請の事務処理に必要な範囲において、私の戸籍（婚姻等の届出を含む。）、住民票、所得及び町税等の納付状況について湯浅町の関係各課及び関係する市町村役場に照会することに同意します。 ☐ 私たちは、他の公的制度による補助を受けていません。 ☐ 私たちは、過去にこの制度に基づく補助を受けていません。 ☐ 私たちは、暴力団員等と密接な関係を有していません。 ☐ 私たちには、町税等の未納はありません。 ☐ 私たちは、前年度の補助金交付申請に添付した(1)、(2)及び(5)から(8)の書類の内容に変更はありません。 申請者氏名 _____ 印 パートナー氏名 _____ 印 (※自署の場合は、押印は必要ありません)
添付書類 ※ 4	☐ (1) 婚姻届受理証明書、婚姻後の戸籍謄本、パートナーシップ宣誓書の写し又はパートナーシップ宣誓書受領証（コピー可） ☐ (2) 対象世帯それぞれの前年分の所得証明書（コピー可） ☐ (3) 住民票の写し（コピー可） ☐ (4) 対象世帯それぞれの完納証明書又は納税証明書（コピー可） ☐ (5) 貸与型奨学金の返済を確認できる書類（コピー可）（貸与型奨学金を返済している場合に限る。） ☐ (6) 住居の賃貸借契約書（コピー可） ☐ (7) 住宅手当支給証明書（コピー可）（様式第3号） ☐ (8) 引越費用に係る契約書又は見積書（コピー可）（引越費用について補助金の交付を受けようとする場合に限る。）

（備考）

- ※ 1 所得額は、貸与型奨学金の金額控除後の額としてください。
- ※ 2 前年度の当該補助金の交付決定額を記入してください。
- ※ 3 補助申請額は、1,000円未満切捨てとしてください。
- ※ 4 継続補助申請の場合は、添付書類を省略することができます。

様式第1号（第6条関係）

湯浅町結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金交付申請書
（住居リフォーム用）

年 月 日

湯浅町長 様

申請者 住所
氏名 印
（※自署の場合は、押印は必要ありません）
電話番号

湯浅町結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

婚姻等の日	年 月 日		
住民票の住所 及び異動日	(申請者)	(年 月 日)	
	(パートナー)	(年 月 日)	
所得額 ※ 1	(申請者)	円 + (パートナー)	円
	= 合計		円
	貸与型奨学金返済額	年間	円
		合計	円
事業 内訳	住居費 (リフォーム)	契約締結年月日	年 月 日
		費用(A)	円
	引越し	引越し年月日	年 月 日
		費用(B)	円
	合計(C) (A+B)		円
補助金の上限額(D) 該当する金額にシ点		☐ 30万円 (要綱第5条第2項第1号) ☐ 60万円 (要綱第5条第2項第2号)	
既交付決定額(E) ※ 2		円	
補助申請額 (C)又は((D)-(E))のいずれか低い金額 ※ 3		円	

確認及び同意 該当する項目には レ点、該当しない 項目には×を記入	☐ 私たちは、湯浅町がこの補助金申請の事務処理に必要な範囲において、私の戸籍（婚姻等の届出を含む。）、住民票、所得及び町税等の納付状況について湯浅町の関係各課及び関係する市町村役場に照会することに同意します。 ☐ 私たちは、他の公的制度による補助を受けていません。 ☐ 私たちは、過去にこの制度に基づく補助を受けていません。 ☐ 私たちは、暴力団員等と密接な関係を有していません。 ☐ 私たちには、町税等の未納はありません。 ☐ 私たちは、前年度の補助金交付申請に添付した(1)、(2)及び(5)から(7)の書類の内容に変更はありません。 申請者氏名 _____ 印 配偶者氏名 _____ 印 （※自署の場合は、押印は必要ありません）
添付書類 ※ 4	☐ (1) 婚姻届受理証明書、婚姻後の戸籍謄本、パートナーシップ宣誓書の写し又はパートナーシップ宣誓書受領証（コピー可） ☐ (2) 対象世帯それぞれの前年分の所得証明書（コピー可） ☐ (3) 住民票の写し（コピー可） ☐ (4) 対象世帯それぞれの完納証明書又は納税証明書（コピー可） ☐ (5) 貸与型奨学金の返済を確認できる書類（コピー可）（貸与型奨学金を返済している場合に限る。） ☐ (6) 住居のリフォームに係る工事請負契約書（コピー可） ☐ (7) 引越費用に係る契約書又は見積書（コピー可）（引越費用について補助金の交付を受けようとする場合に限る。）

（備考）

- ※ 1 所得額は、貸与型奨学金の金額控除後の額としてください。
- ※ 2 前年度の当該補助金の交付決定額を記入してください。
- ※ 3 補助申請額は、1,000円未満切捨てとしてください。
- ※ 4 継続補助申請の場合は、添付書類を省略することができます。

様式第2号（第6条関係）

住宅手当支給証明書

年 月 日

湯浅町長 様

給与等の支払者

所在地

名称

氏名

電話番号

印

住宅手当支給状況を下記のとおり証明します。

記

対象者	住所	
	氏名	
住宅手当支給状況	住宅手当	年 月現在 月額 円

※注意事項

- (1) 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担をする全ての手当等の月額です。
- (2) 直近の住宅手当月額を記入してください。
- (3) 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

様式第3号（第7条関係）

湯浅町結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金変更交付申請書 (住居購入用)

年 月 日

湯浅町長 様

申請者 住所
氏名 印
(※自署の場合は、押印は必要ありません)
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた湯浅町結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金について、申請事項を変更したいので、湯浅町結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

変更内容			
事業 内訳	住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日
		購入費(A)	円
	引越し	引越し年月日	年 月 日
		費用(B)	円
	合計(C) (A+B)		円
補助金の上限額(D) 該当する金額にレ点		☐ 30万円 (要綱第5条第2項第1号) ☐ 60万円 (要綱第5条第2項第2号)	
既交付決定額(E) ※1		円	
変更後の補助申請額 (C)又は(D)のいずれか低い金額-(E) ※2		円	
添付書類		☐ 変更後の内容が分かる書類	

(備考)

※1 前年度の当該補助金の交付決定額を記入してください。

※2 補助申請額は、1,000円未満切捨てとしてください。

様式第3号(第7条関係)

湯浅町結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金変更交付申請書
(住居賃貸用)

年 月 日

湯浅町長 様

申請者 住所
氏名 印
(※自署の場合は、押印は必要ありません)
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた湯浅町結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金について、申請事項を変更したいので、湯浅町結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

変更内容			
事業 内訳	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日
		家賃	①家賃 月額 円
			②住宅手当 月額 円
			③家賃計 円/月(年 月～ 年 月)
			(①-②) × ③ = 円
		敷金	円
		礼金	円
		共益費	円/月 × 月 = 円
		仲介手数料	円
	その他	円	
		小計(A)	円
	引越し	引越し年月日	年 月 日
費用(B)		円	
合計(C) (A+B)		円	
補助金の上限額(D) 該当する金額にレ点		☐ 30万円 (要綱第5条第2項第1号) ☐ 60万円 (要綱第5条第2項第2号)	
既交付決定額(E) ※1		円	
変更後の補助申請額 (C)又は(D)のいずれか低い金額-(E) ※2		円	
添付書類		☐ 変更後の内容が分かる書類	

(備考)

※1 前年度の当該補助金の交付決定額を記入してください。

※2 補助申請額は、1,000円未満切捨てとしてください。

様式第3号（第7条関係）

湯浅町結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金変更交付申請書
(住居リフォーム用)

年 月 日

湯浅町長 様

申請者 住所
氏名 印
(※自署の場合は、押印は必要ありません)
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた湯浅町結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金について、申請事項を変更したいので、湯浅町結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

変更内容			
事業 内訳	住居費 (リフォーム)	契約締結年月日	年 月 日
		費用(A)	円
	引越し	引越し年月日	年 月 日
		費用(B)	円
	合計(C) (A+B)		円
補助金の上限額(D) 該当する金額にレ点		☐ 30万円 (要綱第5条第2項第1号) ☐ 60万円 (要綱第5条第2項第2号)	
既交付決定額(E) ※1		円	
変更後の補助申請額 (C)又は(D)のいずれか低い金額-(E) ※2		円	
添付書類		☐ 変更後の内容が分かる書類	

(備考)

※1 前年度の当該補助金の交付決定額を記入してください。

※2 補助申請額は、1,000円未満切捨てとしてください。

様式第4号（第7条関係）

番 号
年 月 日

住所
申請者 殿

湯浅町長

湯浅町結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった湯浅町結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金については、審査の結果下記のとおり承認しましたので、湯浅町結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知する。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 変更の内容 | | |
| 2 | 変更後の交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助金の上限額 | 金 | 円 |

様式第5号（第8条関係）

湯浅町結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金実績報告書兼請求書

年 月 日

湯浅町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

印

年 月 日付 第 号で交付決定のあった、湯浅町結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金について、下記のとおり住居費等の支払実績を報告し、及び請求します。

記

1 住居費等の支払済額 金 _____ 円

2 1の支払を証する書類 添付書類のとおり

3 請求額 金 _____ , 000円

4 振込先口座

振込先	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協						本店 支店・支所	
	預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他 ()							
	口座番号							(右詰めで記入)	
	口座名義	(フリガナ)							

様式第6号（第8条関係）

番 号
年 月 日

住所
申請者 殿

湯浅町長

湯浅町結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告兼請求のあった湯浅町結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金については、湯浅町結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり確定したので通知する。

記

- | | |
|-------------|------------------------------|
| 1 補助金等の名称 | 湯浅町結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金 |
| 2 確 定 額 | 金 円 |
| 3 継続補助申請可能額 | 金 円 |